

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 現金の直接収納</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金の直接収納は、地方自治法及び大阪府財務規則（以下「財務規則」という。）により、出納員又は会計員でなければならない。</li> <li>出納員は、充て職で指定されている者</li> <li>会計員は、充て職で指定されている者のほか、財務規則に基づき任免することができる。</li> </ul> <p>【地方自治法】</p> <p>第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>第 171 条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。</p> <p>3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>【財務規則】（法：地方自治法） （会計職員の設置）</p> <p>第 97 条 法第 171 条第 1 項の会計職員は、出納員及び会計員とする。 （出納員）</p> <p>第 98 条 出納員は、会計局長及び別表第 3 の第 2 欄に掲げる職にある者をもって充てる。 （会計員）</p> <p>第 100 条 会計員は、会計局に置く課の参事、課長補佐及び主査の職にある者（国費に係る事務を担当する者を除く。）並びに別表第 3 の第 3 欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者以外については、知事は、会計員を任免するときは、本庁の各課の出納員の内申により行うものとする。</p> <p>3 第 1 項に規定する者以外については、予算執行機関の長は、会計員を任免するときは、当該予算執行機関の出納員の内申により行うものとする。</p>	<p>各警察署では、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて（府警本部内規）」に基づき会計員の任免の手続を行っている。</p> <p>この内規では、警察署で違法駐車車両移動等費用及び特例事務手数料を扱う職員のみが会計員に任命することとされており、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱う職員については会計員に任命すべきとされていない。そのため、現金の直接収納を行う会計課職員が会計員に任命されていなかった。</p>	<p>各警察署で現金の直接収納事務を取り扱う職員を会計員に任命するよう、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」の改正を検討されたい。</p>

(出納員の直接収納)

第 105 条 出納員又は会計員は、納入義務者から現金（現金に代えて納付される証券を含む。）を収納したときは、領収証書（様式第 60 号）を当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、窓口において収納する入園券、入場券、手数料その他これに類する収入で、領収証書（様式第 60 号）を交付し難いものについては、入園券、入場券、金銭登録機による記録紙等をもってこれに代えることができる。

2 警察署での手数料の収納方法の変更について

- ・大阪府証紙徴収条例の廃止（平成30年10月1日付け）
- ・府では、申請手数料の納付の際に使用されていた大阪府証紙を廃止し、納付書、現金による納付等に移行した。（具体的な納付方法は申請等事務ごとに別途定められた。）
- ・大阪府警察では、大阪府警察全体で、平成29年度約90億円（8,947,850,480円）あった証紙での収入を、一部コンビニ収納もあるが、主に現金の直接収納に移行し、警察署で取り扱う手数料は、すべて現金の直接収納となった。

3 警察署での会計員の任免の手続に関する大阪府警察の内規

- ・大阪府警察では、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」（平成15年3月31日 例規（会）第20号）を定めている。これは、警察署での会計員の任免の手続について定めたもので、警察署では、この内規に従って会計員の任免の手続を行っている。

(この内規による警察署で任命すべき会計員)

- ①会計員（違法駐車車両移動等費用）
- ②会計員（特例事務手数料）

- ・警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については、この内規では会計員に任命すべきとされていない。

【警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて（平成 15 年 3 月 31 日例規（会）第 20 号）】

大阪府財務規則（昭和 55 年府規則第 48 号。以下「規則」という。）第 97 条第 2 項の規定により置かれる会計員のうち警察署における会計員は、規則第 100 条第 1 項に規定する者のほか、同条第 3 項の規定により予算執行機関の長である警察署長（以下「署長」という。）が任命することとされているが、同項の規定による会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについては、平成 15 年 4 月 1 日から次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。（以下 略）

1 任命される者及びその事務の内容

名称	任命される者	事務の内容
会計員 (違法駐車車両移動等費用)	警察署の交通課員（地域交通課交通係員を含む。以下同じ。）のうち巡査部長以上の階級にある警察官で、警察署以外の場所において違法駐車車両移動等費用（違法駐車車両に対する措置要領（平成20年5月30日例規（駐・会）第63号。以下「要領」という。）第15の規定により徴収する負担金、要領第17の規定により徴収する延滞金又は要領第18の規定による滞納処分の執行により徴収する負担金等（以下「滞納処分換価等受入金」という。以下同じ。）の徴収事務に従事することを指定されたもの	警察署以外の場所における違法駐車車両移動等費用の収納及び保管
会計員 (特例事務手数料)	「特例交番における特例事務の処理について」（平成7年3月29日例規（務・地総・交総）第22号）に基づき特例交番において申請・届出事務を取り扱う事務処理要員及び代替要員	特例交番で取り扱う申請・届出事務に係る手数料の収納及び保管

4 各警察署の実地監査での確認事項

・平成30年10月1日から警察署で行うことになった手数料の現金での直接収納事務について確認を行った。

(1)実施期間：平成30年10月12日から同31年1月30日まで

(2)監査対象機関：14警察署

（大淀警察署、都島警察署、東成警察署、淀川警察署、高槻警察署、布施警察署、柏原警察署、枚方警察署、門真警察署、北堺警察署、南堺警察署、和泉警察署、泉佐野警察署、黒山警察署）

(3)警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を行っている職員

：財務規則に基づく会計員の任命手続が行われていない。

（「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」に基づき会計員の任命が行われていることから、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については会計員に任命されていない。）

措置の内容
各警察署で現金の直接収納事務を取り扱う職員を会計員に任命するよう、例規「警察署における会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについて」を平成31年3月29日付けで改正し、同日付で各所属長に示達した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月13日）